

五霞町人権啓発用DVD貸出要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、人権意識の普及及び高揚を図るための啓発用DVD(以下「DVD」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出期間)

第2条 DVDの貸出期間は、7日以内とする。ただし、7日を超えて貸出期間の延長を希望するときは、その理由を付して町長の承認を受けなければならない。

(貸出制限)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、DVDの貸出しを許可しないものとする。

- (1) 営利を目的としてDVDを使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としてDVDを使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、DVDの貸出しについて町長が不相当と認めるとき。

(貸出申請)

第4条 DVDの貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、五霞町人権啓発用DVD貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、町又は町の職員が業務に関し使用するときは、この限りでない。

(貸出承認等)

第5条 町長は、申請書の提出があった場合は、その内容が第3条各号のいずれかに該当するときは除き、条件を付してDVDの貸出しを承認するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する承認(以下「貸出承認」という。)をするときは、五霞町人権啓発用DVD貸出承認決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、貸出承認をしない場合は、五霞町人権啓発用DVD貸出不承認決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(貸出料)

第6条 DVDの貸出料は、無料とする。ただし、DVDを借用し、及び返却する過程で発生する経費は、貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)の負担とする。

(管理義務)

第7条 使用者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理を行うものとする。
(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) DVDの複製、改ざん、部分利用及び販売をしないこと。
- (2) DVDを破損し、又は紛失しないこと。
- (3) 申請書に記載した目的以外に使用せず、かつ、転貸しないこと。
- (4) 貸出期間内の使用とすること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が付した条件に従って使用すること。

(弁償)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、DVDを紛失し、又は損傷した場合は、特別な理由があるときを除き、これを弁償しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 町長は、使用者がこの告示又は申請書の使用目的に違反していると認められるときは、当該DVDの貸出承認を取り消すことができる。

- 2 前項に規定する貸出承認の取消しは、五霞町人権啓発用DVD貸出承認取消通知書

(様式第4号)をもって行うものとする。

- 3 町は、貸出承認を取り消したことにより使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わないものとする。

(町の責任)

第11条 DVDの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は、一切その責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、DVDの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。